



条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。				
高知県知事 尾崎 正直	焼木川	2310、2311、2313、2318、2320、2362、2375、2376、2378	ヤケキ	1151の1、1151の3、1152から1157まで、1158の1、1158の2、1159、1160の1から1160の5まで、1161の1、1162の1、1162の6、1162の7、1163、1164の1から1164の3まで、1165、1166の1、1166の2、1167の1、1167の3、1167の5 1146に隣接する国有地の全部
	金上野	才能	310の2、310の3	1162の4、1162の5、1167の2、1167の4
	見付越		834の1	堂免
			842の2	岡屋敷
	上波瀬ガ小路		978の2、978の3、980の1、980の5、980の6、980の8、981、982、1538の19から1538の21まで、1538の25	堂ヶ谷
	下波瀬ガ小路		983の1、985、998の1、998の8から998の18まで	高樋
	黒岩		1006の1、1006の3から1006の10まで	三本松
	鍛冶屋口		1533の9、1533の11	堂ヶ谷
	下ハゼガ小路		1539の2	高樋
	小池ノ谷		1550の9	
	上坂		1048から1054まで	
	沢ノ川		1553の7	
	初尾田		1109の2、1110の3	
	桑畑		1151のロ、1161の2、1161の3 1146、1147の1、1147の2、1148の1から1148の5まで、1149、1150、	
	焼木川		桑木畑	

鳥田	1361、1363、1364、1365のイ、1365のロ	カラスデン	ハツヲデン	1563の1、1563の2、1564の1から1564の3まで、1565の1、1565のロ、1565の3から1565の6まで、1566から1570まで	初尾田	備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。
堂ヶ谷	1572の8、1572の14	カラス田谷	カラス田谷	1587の5	古城	2 上記の地番は、平成21年1月16日現在の登記簿による。
高樋	1573の16	障子越	床鍋	下向 17 土居屋舗 21、22 伊武田 288の2 堀田ノ丸 351の2、351の3 上新開 429の2、442の4 東稻口 997 入谷 1050の1、1050の2 野々又山 1215の8	忠太	<b>高知県告示第357号</b> 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第38条第3項の規定により、災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針を次のように定める。 平成21年4月24日
鳥田谷	1366から1376まで	佐五右エ門屋式	影野	仲間ヤシキ 276の7 辻ノ本 613の12 松ヶ瀬 416のロ 仲野 667の3 川原田 673の2 植竹山 793の1 船倉山 796、798、799	ヨモダ 小奈路 新開 城居山 野々又 宮之前 日ノ山 大ダバ シノガヒラ 植竹山	高知県知事 尾崎 正直 <b>災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針</b>
古城	1589の4、1589の5	ミコノ川				第1 総則
西原	障子越 640	梅ノ木谷				1 趣旨
金上野	ショジ越 1405の12、1405の13、1410の2、1410の6、1410の7	木畠				この指針は、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号。以下「条例」という。）第38条第3項の規定により、災害時要援護者に係る個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）を構成する近隣住民、自主防災組織その他地域の団体、民生委員法（昭和23年法律第198号）第1条の民生委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等（以下「支援者」という。）による災害時要援護者支援を円滑に推進するため、支援者が災害時要援護者に係る個人情報を適正に取り扱う際のよりどころとするものである。
佐五衛門屋敷	1424の4、1424の5	小谷口				2 定義
才能	1438の5、1438の6、1438の10、1438の11	上横田				(1) この指針において使用する用語の意義は、別に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。
出分	1509、1510	鍛治屋口				(2) この指針において「災害時要援護者支援に係る活動」とは、次に掲げる活動をいう。
小谷口	1524の13	加治屋口				ア 災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援、情報伝達等の方法をあらかじめ支援者間並びに支援者、災害時要援護者及びその家族間で定めるために必要な活動
木畠	1525の5	小池ノ谷				イ 南海地震その他の災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに迅速な対応が必要であると支援者が認めて行う活動
與助	1529の5、1529の6	管ヶ谷				ウ イに掲げる活動を災害発生時に迅速かつ円滑に行うために行う平時の見守り活動
上横田	1530の11					(3) この指針において「支援団体」とは、支援者のうち団体であるものをいう。
鍛治屋口	1533の6、1533の7					(4) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるものをいう。
湯出ガ谷	1551の10					
須ヶ加谷	1554の16、1554の18、1554の19、1554の21から1554の23まで					

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第12号 正義山(全和褐原89) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	室戸市山下皓平	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

**高知県告示第359号**  
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町寺川字名ノ川108の8

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第358号**  
家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第360号**

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

## 2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

「高知県大方町 高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区  
1 小型まぐろ漁業  
2 小型かつお漁業及び中型かつお漁業  
3 大型定置漁業」

を

「高知県大方町 高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区  
1 小型まぐろ漁業  
2 小型かつお漁業  
3 大型かつお漁業  
4 大型定置漁業」

に改める。

**高知県告示第361号**

高知市長から平成20年6月高知県告示第417号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成21年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第362号**

高知市長から平成21年1月高知県告示第45号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を同年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第363号**

国土交通省高知河川国道事務所長から平成21年2月高知県告示第96号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を同年3月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第364号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

須崎市小浦

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市大谷字河原山	945
2	" " "	"
3	" " "	943-1・ 943-2
4	" " 字河原	733-2
5	" " "	733-1

## (2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

## 高知県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
吾川郡いの町上八川上分子横荒7950番2から 吾川郡いの町上八川上分子横荒7948番1まで	前	10.5 ( 64.0	77
	後	10.5 ( 58.0	77

## 高知県告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14	A	5.5 ( 6.0	168

四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14から 四万十市手洗川字南カドカ谷山4327番9まで	B	前			
		10.7 ( 80.2	269		
四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14から 四万十市手洗川字南カドカ谷山4327番9まで	後	10.7 ( 80.2	269		

## 高知県告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南国市八京字唐岩1404番7から 南国市八京字東唐岩1402番1まで	前	5.0 ( 35.0	94
	後	12.0 ( 35.0	94

## 高知県告示第368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14から 四万十市手洗川字南カドカ谷山4327番9まで	269	平成21年4月24日

## 高知県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
南国市八京字唐岩1404番7から 南国市八京字東唐岩1402番1まで	94	平成21年4月24日

## 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により須崎市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
須崎都市計画土地区画整理事業の変更(桐間地区土地区画整理事業)
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び須崎市役所		政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり届出があった。 平成21年4月24日 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）									
教育委員会告示											
高知県教育委員会告示第10号											
高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第2項及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第2項の規定により高知県立県民体育館及び高知県立武道館の指定管理者から主たる事務所の所在地について変更の届出があったので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第2号及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第2号の規定により次のとおり告示する。											
平成21年4月24日 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典											
1 施設の名称	高知県立県民体育館及び高知県立武道館						平21・3・4				
2 指定管理者として指定した団体の名称	財団法人高知県スポーツ振興財団										
3 変更前及び変更後の主たる事務所の所在地 (変更前) 高知市桟橋通二丁目1番53号 (変更後) 高知市春野町芳原2485番地							平21・3・9				
4 変更年月日 平成21年4月1日											
選挙管理委員会告示											
高知県選挙管理委員会告示第16号		政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。									
平成21年4月24日 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫											
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）											
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日							
高橋眞一郎後援会	大崎 良範	高橋 久仁子	高岡郡津野町姫野々541-4	平21・3・23							
高知県選挙管理委員会告示第17号		その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）									
区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日						
異動前	日本共産党東部地区委員会	小松 美紀	異動なし	四万十市中村大橋通四丁目10	平21・3・6						
異動後		岡田 芳秀		四万十市安並4039							
異動前	自由民主党四万十市支部	西内 清江	異動なし	高知市神田2068-4	平21・3・16						
異動後		森下 稔恵		宿毛市片島5-70-1							
異動前	自由民主党高知県看護連盟	柿本 佳代子	江藤 末子	浅田 昌男	平21・3・24						
異動後				恒石 好信							
異動前	自由民主党高知県自治振興支部			異動なし	平21・3・31						
異動後											
異動前	政治結社大行社高知支部			異動なし		黒住 直人	高知市一宮東町五丁目21-24				
異動後						川田 光	高知市大津乙2592-6				
異動前	森田ちづこ後援会			異動なし		秋山 博昭	高知市正木2592-6				
異動後						大岩 稔幸					
異動	安全安			異動なし		異動なし	平21・3・19				

前	心豊かな郷土をつくる会			24		異動前	江渕征香を支える会	異動なし	谷村 金幸	異動なし	平21・3・30	平成21年4月24日 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫 その他の政治団体
異動後	安全安心豊かな香南市をつくる会					異動後			大原 正男			
異動前	岡田良成後援会	片岡 浩	異動なし	吾川郡仁淀川町大崎320-1	平21・3・24	異動前	久万としちか後援会事務所	異動なし	猿田 忠博	高知市土居町14-3	平21・3・30	
異動後		岡田 由美		吾川郡仁淀川町森山550-12		異動後			森口 卓	高知市桜井町一丁目8-32		
異動前	きよとう真司後援会		異動なし	田村 栄一	異動なし	異動前	寺村昇後援会	異動なし	須崎市妙見町7-27	須崎市大間西町3-4	平21・3・31	
異動後				有元 和哉		異動後						
異動前	江渕征香後援会		異動なし	谷村 金幸	異動なし	異動前						
異動後				大原 正男		異動後						
異動前	ふあいまー土居後援会		異動なし	土居 よし美	異動なし	異動前						
異動後				瀬川 佳久		異動後						
異動前	より良い南国市の会		異動なし	杉本 憲男	異動なし	異動前						
異動後				尾藤 千代		異動後						
<b>高知県選挙管理委員会告示第18号</b> 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。 平成21年4月24日 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫 その他の政治団体												
<b>高知県選挙管理委員会告示第19号</b> 次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。												
<b>招 請 公 告</b>												
次のとおり、高知県次期ハイウェイ（仮称）サービス提供業務の企画提案書の提出を招請します。 平成21年4月15日（掲示済） 高知県知事 尾崎 正直												
1 業務の概要 (1) 対象業務 高知県次期ハイウェイ（仮称）サービス提供業務 (2) 対象業務の特質等 募集要領及び提案依頼書による。 (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成32年3月31日まで												

<p>(4) 納入場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル6階 高知県文化生活部情報政策課</p> <p>(5) 見積書の記載方法 契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、企画提案書の提出者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。</p> <p>2 企画提案書の提出者に要求される資格 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する第一種電気通信事業者又は第二種電気通信事業者であること。</p> <p>(3) 高知県における「平成21～23年一般（指名）競争入札 参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登載されている者であること。</p> <p>(4) この招請公告の日から当該業務の企画提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 企画提案書の提出場所等 (1) 参加申込書及び企画提案書の提出場所、説明資料の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル6階 高知県文化生活部情報政策課 電話番号088-823-9650 ファクシミリ番号088-823-9647 電子メールアドレス141201@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(2) 説明資料の交付方法 平成21年4月15日（水）から同年5月26日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 参加申込書の提出期限及び提出方法 平成21年4月24日（金）午後5時までに（1）の提出場所に持参又は郵送により提出すること（郵送による場合は、同日午後5時までに必着すること。）。</p>	<p>(4) 業務に関する説明会の開催の日時、場所等 ア 日時 平成21年4月20日（月）午後2時から イ 場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル7階705会議室 ウ 説明会に参加を希望する者は、平成21年4月17日（金）午後5時までに（1）の問い合わせ先にファクシミリ等で参加予定者を連絡する（様式は、任意とする。）こと。</p> <p>(5) 企画提案書の提出期間及び方法 平成21年5月1日（金）から同月26日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の提出場所に持参すること（郵送又はファクシミリ等による提出は、認めない。）。</p> <p>4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 契約書作成の要否 要 (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3の（1）に同じ。 (5) 詳細は、募集要領及び提案依頼書による。</p> <p>5 Summary (1) Project Name: Kochi's Next-Generation Information Highway Service-Provision Project (tentative name) (2) Deadline for submission of expressions of interest: 5 P.M. on Friday 24 April 2009 (by hand or post) (3) Deadline for submission of final proposal documents: 5 P.M. on Tuesday 26 May 2009 (by hand only) (4) All submissions should be in Japanese, and prices in Japanese Yen (5) An explanatory meeting will be held on Monday 20 April 2009 from 2 P.M. on the 7th floor of the address below (6) Inquiries and submissions: Information Policy Division, Department of Culture and Community, Kochi Prefectural Government, Kochi Denki Building (the 6th floor) 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi Prefecture</p>	<p>780-0870 Japan Tel: 088-823-9650 Fax: 088-823-9647 Email: 141201@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>落札公告</b></p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成21年4月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県土木部公園下水道課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 隨意契約の相手方を決定した日 平成21年3月3日</p> <p>4 隨意契約の相手方の氏名及び住所 日本ヘルス工業・高知プラントサービス特定委託業務共同企業体 東京都新宿区東五軒町3番25号</p> <p>5 隨意契約に係る契約金額 876,750,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 隨意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため</p> <hr/> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成21年4月24日 高知県公営企業局長 長瀬 順一</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量 高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3-1</p> <p>3 落札者を決定した日 平成21年2月24日</p>
--	--	---

- |  |  |
|--|--|
| 4 落札者の氏名及び住所<br>高知ビルメンテナンス協同組合 高知市桟橋通三丁目25番30号 |  |
| 5 落札金額<br>33,251,400円                          |  |
| 6 契約の相手方を決定した手続<br>一般競争入札                      |  |
| 7 政令第6条の公告をした日<br>平成21年1月13日                   |  |